

議員提出議案第九号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年六月十六日

提出者 杉並区議会議員

小松 久子

同 奥山 たえこ

同 市橋 綾子

同 すぐろ 奈緒

同 そね 文子

杉並区議会議長 藤本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二  
十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

議長	月額	七十五万四千円
副議長	月額	六十八万九千円
委員長	月額	六十二万三千円
副委員長	月額	六十万九千五百円
議員	月額	五十九万九千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区議会議員の議員報酬の額を改定する必要がある。